

# 川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

## 1 目的

本要領は、川口市が発注する建築工事において、「週休2日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とするものである。

## 2 用語の定義

### (1) 建築工事

この要領において「建築工事」とは、公共建築工事積算基準（国土交通省）又は埼玉県建築工事積算基準を適用する工事をいう。

### (2) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

### (5) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は対象期間に含み、そのうち週休日（原則として土曜日及び日曜日）のみを現場閉所の日としてカウントすることとする。

### (6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

## 3 現場閉所（現場休息）

### (1) 現場閉所（現場休息）とする日

原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定

することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所（現場休息）の日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

#### (2) 天候不良等による振替

降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所は、現場閉所（現場休息）の日に含めることができるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

また、地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所（現場休息）の日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の現場閉所（現場休息）の日を設定するものとする。

#### (3) 週休2日交代制

社会的要請や現場条件の制約その他受注者の責めに帰すことができない事由により、現場閉所による週休2日の実現が困難である期間がある場合は、発注者と受注者が協議して、発注者がやむを得ないと認めた場合に限り、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休日を2日確保する形とすることができる。ただし、その期間は、必要最小限に限るものとする。

なお、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休日を確保したと認められる日数は、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。

### 4 対象工事

モデル工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) 竣工時期や作業時間に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事（災害復旧工事、応急工事等）
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 上記のほか、週休2日の実施が困難な工事

### 5 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

#### ① 発注者指定方式

発注者がモデル工事として指定する方式

#### ② 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対してモデル工事とする旨を協議したうえで取り組む方式

## 6 事前協議

受注者は、5②の受注者希望方式の場合は、工事着手日前に発注者と協議を行い、週休2日制モデル工事実施届(様式1)を発注者に提出するものとする。

## 7 積算方法等

### (1) 補正方法

建設業全体で週休2日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4週8休以上の現場閉所(現場休息)による週休2日の取得を目指しつつも、週休2日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望方式においては、4週6休以上の現場閉所(現場休息)について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととする。

モデル工事において、以下の①から③までの現場閉所(現場休息)の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

- ① 4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上)  
1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満(現場閉所(現場休息)率25%(7日/28日)以上28.5%未満)  
1.03
- ③ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率21.4%(6日/28日)以上25%未満)  
1.01

### (2) 積算及び変更方法

#### ① 発注者指定方式

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、川口市建設工事請負契約基準約款第24条に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

#### ② 受注者希望方式

4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。

現場閉所(現場休息)の状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、川口市

建設工事請負契約基準約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

【減額変更の計算方式】（すべて税抜き価格で計算する。）

減額変更後の請負契約額

=当初請負契約額×(達成状況に応じた補正率の設計価格／(1)①による補正率の設計価格)

## 8 対象工事である旨等の明示

発注者は、モデル工事の発注にあたっては、別紙1に基づき入札公告又は指名通知書にモデル工事である旨を明示するとともに、別紙2の特記仕様書を添付するものとする。

## 9 現場閉所（現場休息）の確認方法等

### (1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

現場閉所（現場休息）の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

#### ① 工事着手前

- ・受注者は、週休2日を前提とした工程表等を提出する。
- ・監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで工程表等を作成する。

#### ② 工事着手後

- ・監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の実績が記載された工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・天候の影響や地元対応等により、現場閉所（現場休息）の日の振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。

- ・発注者は、現場閉所の日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

③ その他留意事項

- ・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(2) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(3) 工事成績評定

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じ、工事成績評定において適切に評価する。

10 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

（令和4年8月25日決裁）

この要領は、令和4年9月1日以降に入札手続きを行う工事に適用する。

入札公告 別表

特記事項	本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
------	--

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入する

指名通知書

7 週休2日制モデル工事 本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。
--

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入する

川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」特記仕様書

1 週休2日制モデル工事

(1) 本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事（※方式）」の試行対象工事である。

試行の実施は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。

※発注方式により、「発注者指定」もしくは「受注者希望」を記入する

(様式1)

## 週休2日制モデル工事 実施届

年 月 日

川口市長 あて

所在地  
受注者 名 称  
代表者

週休2日制モデル工事の実施について次のとおり希望します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
モデル工事の実施	
その他特記事項	